

出張所設置誓約書

事業所番号										
主たる事業所の名称										
サービス種類	指定第1号訪問事業									
出張所の名称										
出張所の所在地										

1. 人員基準に係る事項	有 ・ 無
① 主たる事業所及び出張所全体で訪問介護員等の員数は常勤換算で2.5人以上である。	☐ ・ ☐
② サービス提供責任者は、主たる事業所と出張所の利用者数の合計に対して必要数配置している。	☐ ・ ☐
③ 管理者及びサービス提供責任者がその責務を十分果たせるよう適切に人員を配置している。	☐ ・ ☐

2. 設備基準に係る事項	有 ・ 無
① 事業の運営に必要な広さを有する専用の事務室を有している。	☐ ・ ☐
② 感染症予防に必要な設備を有している。	☐ ・ ☐
③ 個人情報に関する文書等を管理するための鍵付書庫等を有している。	☐ ・ ☐

3. 出張所と主たる事業所との一体的運営に係る事項	有 ・ 無
① 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等を一体的に行える体制がある。	☐ ・ ☐
② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理できる体制にある。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にある。	☐ ・ ☐
③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にある。	☐ ・ ☐
④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程を定めている。	☐ ・ ☐
⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を一元的に行える体制にある。	☐ ・ ☐

4. 出張所を運営するにあたり管理者等が配慮すべき事項	可 ・ 否
① 管理者は、定期的に出張所を訪問し、出張所の指定基準を満たすよう管理を徹底すること。	☐ ・ ☐
② 管理者又はサービス提供責任者は、出張所に配置される訪問介護員等と「第1号訪問事業計画」、「訪問型サービス計画」の内容について情報を共有し、必要があれば見直しをするなど適切な対応をすること。	☐ ・ ☐
③ 管理者又はサービス提供責任者は、出張所に配置される訪問介護員等からサービス提供方法を報告させ把握するとともに、適切な指導をすること。	☐ ・ ☐

- A. 今回の出張所の設置にあたって、上記全ての誓約事項の内容を理解した上で満たしていること。
 B. 上記すべての誓約事項を確認するための調査に積極的に協力するとともに、誓約事項を満たしていないことが確認できた場合は、ただちに出張所を休止又は廃止すること。

上記事項A及びBについて誓約します。
 なお、事業の運営にあたって、介護保険法その他の関係法令等を遵守することを誓約します。

年 月 日

町田市長 様

所 在 地
 申請者 名 称
 代表者職名・氏名